

事務連絡
令和3年12月24日

都道府県民生主管部（局）
都道府県後期高齢者医療主管課（部）
市町村後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療の一部負担金軽減に係る申請の不要化に関する
Q&Aの送付について

後期高齢者医療制度の円滑な運営については、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療の一部負担金割合の判定に係る申請を不要とする見直しについては、「国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」（令和3年12月10日付け保発1210第1号厚生労働省保険局長通知）でお示ししたとおり、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第191号。以下「改正省令」という。）が令和3年12月10日に公布され、令和4年1月1日から施行することとされたところですが、当該見直しに係る事務の取扱いに際して、別添のとおりQ&Aをまとめましたので、内容について御承知いただくようよろしくお願いいたします。

問1 改正省令中「当該後期高齢者医療広域連合において、当該被保険者が同項第一号又は第二号の規定の適用を受けることの確認を行うことができる」とは具体的にどのような場合を指すのか。

(答)

各広域連合において、被保険者に係る高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法(平成19年厚生労働省告示第398号。以下「算定告示」という。)に規定する収入金額及び総収入金額(以下「収入金額等」という。)の全てを確認できる場合を指す。

具体的には、次の①及び②に掲げる金額の計算上用いられる所得税法第2編第2章第2節第1款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得(公的年金等に係るものに限る。)に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得(公的年金等に係るものを除く。)に係る総収入金額それぞれを確認できる場合をいう。

- ① 地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額
- ② 土地等に係る事業所得等の金額等の他の所得と区分して計算される所得の金額

問2 算定告示に規定する収入金額を把握する方法として、どのような手段が考えられるか。

(答)

税務部局とのデータ連携や確定申告書の写し等から収入金額等を把握していただくことが想定される。

なお、基準収入額適用申請書(以下「申請書」という。)の提出を不要とし、本人の同意を得ずに税務部局から各種収入に係る情報の提供を受ける場合における個人情報の取扱いについては、法令等に基づき適切に対応いただきたい。

具体的には、各広域連合が策定する個人情報保護条例等の個人情報保護に係る関係法令に則り、利用目的を明示する等の対応を行う必要があると考えられる。

また、転入者や住所地特例対象者等に関し、他の主体へマイナンバーを用いた情報連携(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号に規定する同法第2条第8項に規定する特定個人情報の提供の求め及び提供をいう。)による所得照会を行う場合において、現行の情報連携の仕組みでは、すべての収入金額を把握できないことから、これらの者の収入金額については引き続き、被保険者等から申請書の提出を求めていただく必要があることにご留意いただきたい。

問3 いつの基準収入額適用から職権で判定を行えるようになるのか。

(答)

原則として、施行日（令和4年1月1日）以降に新たに基準収入額適用申請の必要が生じた場合において、年次更新、月次更新の別にかかわらず、被保険者からの申請に代えて、広域連合において職権での判定を行うことができる。

問4 職権判定を行う場合、新たな負担区分をいつから適用すればよいか。

(答)

基準収入額適用申請により負担区分判定を行う場合であって、申請期限内に申請があった場合の取扱いと同様に取り扱われたい。

問5 所得更正が生じた場合、どのように取り扱えばよいか。

(答)

施行日以降に所得更正が生じた場合は、施行日以降に基準収入額適用申請の必要が新たに生じたものであるため、現年度、過年度の別を問わず、職権適用が可能であり、所得更正の対象となる年度の8月1日に遡って負担割合を変更されたい。

(例) 令和2年度（令和元年年分）所得の更正が生じた場合は、令和2年8月1日に遡及。

問6 施行日以前に基準収入額適用申請の勧奨を行っている場合、どのように取り扱えばよいか。

(答)

施行日以前に基準収入額適用申請の勧奨を行っている場合は、施行日以前に申請の必要が生じているため、従前通り負担区分の判定を行われたい。

(例) 12月中に申請期限を迎え、申請がなされていないケースについては職権判定を行わない。

問7 被保険者からの申請を不要とし、職権で負担区分の変更を行う場合、収入金額等の把握時期はどのように考えればよいか。

(答)

市町村民税に係る所得の金額については、毎年度、前年中の所得に基づき算定されることから、原則、毎年8月1日現在において被保険者すべての負担区分の判定を行うこと。

なお、75歳到達時や世帯構成の変動等により対象者に異動があった場合には、住民基本台帳情報による異動状況の確認など各市町村の実情に応じた仕組

みにより、随時、把握した上で判定を行われたい。

問8 被保険者からの申請によらず基準収入額適用を受けることが確認できる場合であっても、各広域連合の判断で従来通り申請書の提出を求めることは可能か。

(答)

可能である。なお、今回の改正は、被保険者等の負担軽減等を目的とするものであるため、当該趣旨を御理解いただいた上で、各広域連合の実情を踏まえ、市町村等の関係者と協議し、対応の可否を判断いただきたい。

問9 被保険者からの申請を不要とし、職権で負担区分の変更を行う場合、被保険者にはどのような形で周知・広報を行えば良いか。

(答)

職権で負担区分の変更を行う取扱いとする場合、当該取扱いについて、被保険者証等の交付時にパンフレットを同封することやホームページへの掲載で周知いただく等の取組を行うことが考えられる。